

監査基準報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書720	監査基準報告書720
その他の記載内容に関連する監査人の責任 2011年 7 月 1 日 改正 2011年 12月 22日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 6 月 8 日 改正 2021年 8 月 19日 改正 2022年 6 月 16日 改正 2022年 10月 13日 改正 2023年 1 月 12日 改正 2025年 7 月 17日 改正 2026年 3 月 18日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第37号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《2. その他の記載内容の入手》(第12項参照) (省 略) A21. 監査人は、監査報告書日より後にその他の記載内容を入手した場合、監査基準報告書560「後発事象」の第6項及び第7項に従って実施した手続を更新することは要求されない。 (省 略)	その他の記載内容に関連する監査人の責任 2011年 7 月 1 日 改正 2011年 12月 22日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 6 月 8 日 改正 2021年 8 月 19日 改正 2022年 6 月 16日 改正 2022年 10月 13日 改正 2023年 1 月 12日 改正 2025年 7 月 17日 最終改正 2026年 3 月 18日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第37号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《2. その他の記載内容の入手》(第12項参照) (省 略) A21. 監査人は、監査報告書日より後にその他の記載内容を入手した場合、監査基準報告書560「後発事象」の第5項及び第6項に従って実施した手続を更新することは要求されない。 (省 略)

改正案	現 行
《6. 財務諸表に重要な虚偽表示がある場合又は監査人の企業及び企業環境に関する理解を更新する必要がある場合の対応》（第 19 項参照） A50. 監査人は、その他の記載内容の通読によって、以下の事項に影響する新たな情報に気付くことがある。 - 企業及び企業環境、財務報告の枠組み並びに企業の内部統制システムに関する監査人の理解。また、それらに応じて、リスク評価を修正する必要性（監基報315第 7 項、第18項及び第36項参照） - 識別した虚偽表示が監査に与える影響や未修正の虚偽表示が財務諸表に与える影響を評価する監査人の責任（監査基準報告書450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」参照） - 後発事象に関する監査人の責任（監基報560第10項及び第14項参照） （省 略） 《Ⅳ 適用》 （省 略） 以 上	《6. 財務諸表に重要な虚偽表示がある場合又は監査人の企業及び企業環境に関する理解を更新する必要がある場合の対応》（第 19 項参照） A50. 監査人は、その他の記載内容の通読によって、以下の事項に影響する新たな情報に気付くことがある。 - 企業及び企業環境、財務報告の枠組み並びに企業の内部統制システムに関する監査人の理解。また、それらに応じて、リスク評価を修正する必要性（監基報315第 7 項、第18項及び第36項参照） - 識別した虚偽表示が監査に与える影響や未修正の虚偽表示が財務諸表に与える影響を評価する監査人の責任（監査基準報告書450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」参照） - 後発事象に関する監査人の責任（監基報560第 9 項及び第13項参照） （省 略） 《Ⅳ 適用》 （省 略） 以 上
- 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 倫理規則（2022年 7 月25日変更） （修正箇所：第 4 項及びA38項） - 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年 7 月21日改正） （上記以外の修正箇所） - 本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：第 4 項） - 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023 年 1 月 12 日改正） （修正箇所：上記以外の修正箇所） - 本報告書（2025年 7 月17日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年 9 月26日改正） - 本報告書（ 年 月 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 監査基準報告書560「後発事象」（ 年 月 日改正） （省 略） 以 上	- 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 倫理規則（2022年 7 月25日変更） （修正箇所：第 4 項及びA38項） - 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年 7 月21日改正） （上記以外の修正箇所） - 本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：第 4 項） - 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023 年 1 月 12 日改正） （修正箇所：上記以外の修正箇所） - 本報告書（2025年 7 月17日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 - 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年 9 月26日改正） （省 略） 以 上

以 上